

1) 【九州厚生局長への届出に関する事項】

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

基本診療

- ☆ 急性期一般病棟入院基本料4（43床）
- ☆ 療養環境加算
- ☆ 重症者等療養環境特別加算
- ☆ 救急医療管理加算
- ☆ 後発医薬品使用体制加算1
- ☆ 感染対策向上加算2（告示注3 連携強化加算）
（告示注4 サーベイルランス強化加算）（告示注5 抗菌薬適正使用体制加算）
- ☆ 認知症ケア加算1
- ☆ 入退院支援加算1（入院時支援加算）
- ☆ 診療録管理体制加算1
- ☆ データ提出加算2（200床未満）
- ☆ 医療安全対策加算2（医療安全対策地域連携加算2）
- ☆ 病棟薬剤業務実施加算1
- ☆ 地域包括ケア入院医療管理料1（9床）
- ☆ 急性期看護補助体制加算2 5対1（告示注2）夜間50対1 急性期看護補助体制加算
（告示注3）夜間看護体制加算（告示注4）看護補助体制充実加算
- ☆ 医師事務作業補助体制加算2（20対1）
- ☆ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ☆ 医療DX推進体制整備加算2

特掲診療

- ☆ 入院時食事療養費（Ⅰ）
- ☆ 単純CT撮影及びMRI撮影（CT）16列以上マルチスライスCT
- ☆ 単純CT撮影及びMRI撮影（MRI）1.5テスラ
- ☆ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ（初期加算）
- ☆ 別添1の「第41 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ」の3の注5に規定する施設基準
- ☆ 運動器リハビリテーション料Ⅱ（初期加算）
- ☆ 別添1の「第43 運動器リハビリテーション料Ⅱ」の3の注5に規定する施設基準
- ☆ 薬剤管理指導料
- ☆ 輸血管理料Ⅱ（輸血適正使用加算）
- ☆ 医療機器安全管理料1
- ☆ ニコチン依存症管理料
- ☆ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ☆ 検体検査管理加算（Ⅰ）
- ☆ 外来腫瘍化学療法診療科2・外来化学療法加算2
- ☆ 無菌製剤処理料
- ☆ 胃瘻造設術
- ☆ 胃瘻造設時嚥下機能訓練評価加算
- ☆ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ☆ 遠隔画像診断1（送信側）
- ☆ 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）
- ☆ 導入期加算1（人工腎臓）
- ☆ 保険医療機関間の連携による病理診断
- ☆ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ☆ BRCA 1/2 遺伝子検査（連携施設・沖縄県立中部病院）
- ☆ 別添1の「第14の2」の1の（1）に規定する在宅療養支援病院
- ☆ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ☆ 機能強化加算
- ☆ 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算
- ☆ 在宅患者訪問看護・指導料の注15（同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。）
に規定する訪問看護・指導体制充実加算
- ☆ 下肢創傷処置管理料
- ☆ 看護職員処遇改善評価料42
- ☆ 入院ベースアップ評価料46
- ☆ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ☆ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2に規定する遠隔モニタリング加算
- ☆ 在宅訪問看護・指導料の注16（同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。）
に規定する専門管理加算